すまいのひろば

ユトジラんどへの入口

2025年（令和7年）5月号

JKK東京

【発行】東京都住宅供給公社　公営住宅管理部　〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

親子ふれあい住み替え募集について

高齢者世帯が子世帯の支援のもとで安心して生活ができるよう、親子ふれあい住み替え募集を実施します。

この募集に応募できるのは、現在お住まいの都営住宅に１年以上居住している方（令和６年６月１日以前に現在お住まいの都営住宅の使用許可を受けた方）で、次の１または２に該当し、３の条件を満たす方です。

応募資格

1　親世帯募集
都営住宅にお住まいで、かつ世帯全員が65歳以上（昭和35年６月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）で、子世帯の近くへ住み替えを希望される方（子世帯の住宅の種類は問いません。）

2　子世帯募集
都営住宅にお住まいの子世帯で、世帯全員が65歳以上（昭和35年６月15日以前の生まれ）の親世帯（単身も可）の近くへ住み替えを希望される方（親世帯の住宅の種類は問いません。）

3　住み替えにより、親世帯と子世帯の間の最短所要時間が30分以上短縮されること。または、親世帯と子世帯の間の所要時間が30分以上かかっており、住み替えにより、所要時間が30分未満に短縮されること。（最短所要時間は、公共交通機関を使用した場合の標準的な時間です。）

＜申込上の注意＞

①都民住宅、定期使用住宅、福祉住宅（民生住宅）および引揚者住宅にお住まいの方は応募できません。

②使用料等を滞納している方、高額所得者に認定されている方は応募できません。

③申込みは、親世帯または子世帯のどちらかのみとなります。両方の世帯でそれぞれ申込みをした場合は失格となります。

もくじ

●親子ふれあい住み替え募集について　…… 1 2 3
●連絡員がいない団地の水質検査について…… 3
●団地内樹木の枝下し・害虫駆除について…… 4
●共益費徴収事業について…… 4
●「誰か」のこと　じゃない。…… 5
●東京都人権プラザのご案内…… 5
●注意！子どもの転落事故を防ぎましょう…… 6
●連絡先の届出をお願いします…… 6

５月分の住宅使用料等の納期限（口座振替引落し日）は、６月２日（月）です。

口座振替ご利用の方は、事前に残高の確認をお願いします。

募集戸数

25戸（詳細は３ページのとおり）
【内訳：親世帯募集14戸、子世帯募集11戸】

必要書類

（申込時）

1　申込書
2　郵便ハガキ（85円）**２枚**（表面に申込者の住所・氏名を書いたもの。抽せん番号の通知用および抽せん結果の通知用）
※ **申込書に記入もれ等がある場合は、無効となることがありますのでご注意ください。**

（当せん後）

1　親世帯、子世帯の住民票（「世帯全員」と記載のある続柄入りのもの）
2　親子の関係が確認できる書類（子世帯の戸籍謄本など）

申込方法

必要書類を以下の申込先まで「郵送」してください。
【申込先】〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山
JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係　行
申込みは郵送で、**６月13日（金）**までにJKK東京 都営住宅募集センターに届いたものに限り受け付けします。

申込書の配布期間および場所

配布期間：令和７年６月２日（月）～令和７年６月10日（火） ９時～18時 ※土･日を除く
配布期間中に、都営住宅募集センター入居案内係および各窓口センターで配布します。

抽せん日

令和７年７月中旬予定
日時等は抽せん番号の通知のハガキでお知らせいたします。

住宅のあっせん

1　新築住宅、車いす住宅、シルバーピア住宅へのあっせんはありません。
2　あっせんは、募集住宅にあき家が発生した場合に行いますので、**階層等の指定はできません。**
3　住宅は、令和７年12月頃から順次あっせんしていく予定ですが、あき家の発生状況等により時間がかかる場合があります。

そ の 他

入居に際しては、現在お住まいの住宅の返還や必要書類の提出など、所定の手続きが必要になります。

パン田先生とSDGsを学ぼう～17のGoals～

問題▶私たちの生活や活動で出る〔　　〕を減らすことが地球温暖化をふせぐことにつながります。

13　気候変動に具体的な対策を
地球温暖化による気候の変化により、日本では、夏は大型台風が何度も来たり、冬は大雪が続くなどして、自然災害が増えています。
農作物への被害や生き物へ影響も出てきています。地球温暖化をふせぐために、ひとりひとりができることから始めましょう。

➡答えは P4

令和７年６月　親子ふれあい住み替え募集　住戸一覧

〈親世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住　宅　名	所　在　地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(㎡)	エレベータの有無
1	新 宿 区	百人町四丁目第３AP	新宿区百人町4-6	1	1～2人	1DK	33	有
2	江 東 区	東陽四丁目第２AP	江東区東陽4-5	1	1～2人	2DK	34	有
3	大 田 区	大森西三丁目AP	大田区大森西3-1	1	1～2人	2DK	32	有
4	世田谷区	池尻二丁目AP	世田谷区池尻2-3	1	1～2人	1DK	32	有
5	杉 並 区	久我山一丁目第２AP	杉並区久我山1-8	1	1～2人	1DK	34	有
6	北　　区	西が丘三丁目AP	北区西が丘3-8	1	1～2人	1DK	32	有
7	板 橋 区	前野町四丁目第５AP	板橋区前野町4-15	1	1～2人	1DK	32	有
8	足 立 区	北鹿浜第２AP	足立区鹿浜6-12	1	1～2人	2DK	35	有
9	葛 飾 区	西亀有二丁目AP	葛飾区西亀有2-21	1	1～2人	2DK	36	有
10	八王子市	中野山王三丁目AP	八王子市中野山王3-20	1	1～2人	1DK	33	有
11	調 布 市	国領町三丁目第２AP	調布市国領町3-17	1	1～2人	1DK	33	有
12	町 田 市	金森第11AP	町田市金森東2-26	1	1～2人	1DK	35	有
13	日 野 市	日野百草AP	日野市百草1245-1	1	単身	1DK	38	有
14	東村山市	多摩湖町四丁目AP	東村山市多摩湖町4-3	1	1～2人	1DK	34	有

〈子世帯が申込みできる地区〉

申込番号	区市名	住　宅　名	所　在　地	募集戸数	入居対象	間取り	面積(㎡)	エレベータの有無
15	江 東 区	塩浜一丁目AP	江東区塩浜1-5	1	2人以上	3DK	37	有
16	大 田 区	矢口二丁目AP	大田区矢口2-21	1	2人以上	3DK	36	有
17	世田谷区	粕谷二丁目AP	世田谷区粕谷2-19	1	2人以上	2DK	40	有
18	中 野 区	白鷺一丁目第２AP	中野区白鷺1-14	1	2人以上	2DK	54	有
19	板 橋 区	坂下二丁目第２AP	板橋区坂下2-10	1	2人以上	2DK	53	有
20	足 立 区	第１保木間AP	足立区保木間1-24	1	2人以上	3DK	50	有
21	江戸川区	南篠崎町五丁目AP	江戸川区南篠崎町5-7	1	2人以上	3DK	55	有
22	立 川 市	立川栄町五丁目AP	立川市栄町5-63	1	2人以上	3DK	55	有
23	府 中 市	府中八幡町二丁目AP	府中市八幡町2-29	1	2人以上	2DK	58	有
24	昭 島 市	美堀町四丁目AP	昭島市美堀町4-21	1	2人以上	2DK	58	有
25	調 布 市	調布緑ヶ丘二丁目AP	調布市緑ケ丘2-25	1	2人以上	2DK	40	有

■親子ふれあい住み替え募集についてのお問い合わせ先
JKK東京 都営住宅募集センター 入居案内係　☎03-3498-8894㈹

連絡員がいない団地の水質検査について

都営住宅等では、お住まいのみなさんの中から、自治会の推薦を受けた方を「連絡員」として選任し、各団地で必要な業務の一部を行っていただいています。

連絡員の主な業務の中で専用水道、簡易専用水道、特定小規模水道の水質検査をしていただいておりますが（必要のない団地もあります）、連絡員が不在の団地についても、JKKが業者に委託して、水質検査を行っています。

業者が水質検査を実施する際は、業者がお住まいの方のお部屋に直接お伺いして、水質検査の代行をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

団地内樹木の枝下し・害虫駆除について

枝下し等について

都で植えた樹木や生垣等の日常管理は、お住まいのみなさんで行っていただいております。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、お申込みによって調査を行い、必要に応じて、都負担で枝下し等を行いますので、JKK東京 お客さまセンターへお問い合わせください。

（6ページの電話番号❷）

- ○日当たりが悪い
- ○外灯に枝がかかっていて暗い
- ○その他生活の支障になっている
- ○通行の障害になっている
- ○防犯上問題になっている

害虫駆除について

樹木に危険な害虫が発生した場合は、調査を行い、必要に応じて対応します。

JKK東京 お客さまセンターへお問い合わせください。 （6ページの電話番号❷）

スズメバチ

夏から秋にかけて活動が増えます。
刺されると非常に危険です。

チャドクガ（幼虫）

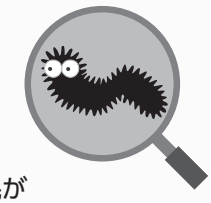

ツバキやサザンカなどの木に発生する毛虫です。体の黒い部分にある「毒針毛」に直接触れたり、風で飛んできた毒毛が刺さることにより皮膚炎が発症するなどの被害があり、ご相談が増えています。団地内の草刈り、枝払いを行う場合は、長そで、軍手等で皮膚を覆い、毛虫がいないか確認してから行ってください。

住戸内に害虫等が発生した場合は、みなさん自身で駆除を行ってください。

なお、駆除作業の際、「くん煙式の殺虫剤等」を使用しますと、発煙した煙で火災警報器が作動してしまいます。

あらかじめ、火災警報器に煙が入らないようにビニール袋等で一時的に覆ってから駆除作業を行ってください。

また、火災と間違われないよう周囲の方への声かけも合わせてお願いします。

共益費徴収事業について

都営住宅等では、草刈りなどの共用部分の管理を団地自治会に担っていただいていますが、高齢化の進行などに伴い、大きな負担になっているとの声が聞かれるようになりました。

このため、希望する団地について、共用部分の管理のうち一部を東京都が実施し、その費用を住宅使用料と一緒に共益費として徴収する事業を行っています。

原則として自治会単位での申込みになります。自治会がない場合も申込み可能です。団地のみなさんで話しあった上で、代表者の方からお申し込みください。

共益費徴収事業についての詳細はホームページをご覧ください。

JKK東京ホームページ　都営住宅等にお住まいの方
＞お住まいの皆さまへ＞自治会等の活動に関する情報＞共益費徴収事業による共用部分の管理

答え　温室効果ガス（二酸化炭素）

「誰か」のこと じゃない。
5月1日(木)～7日(水)は憲法週間です。

５月３日は憲法記念日です。毎年、憲法記念日を中心とする５月１日から７日までの１週間を憲法週間とし、全国的に様々な取り組みが行われています。

日本国憲法は、侵すことのできない永久の権利として、国民の基本的人権を保障しています。

「人権」とは、「全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「誰もが生まれながらにもっている、人間が人間らしく生きる権利」です。

しかし今でも、差別的な表現、いじめや虐待、ストーカー行為など、他者の人権を考えないような問題が起きています。

誰もが幸せに暮らせるようお互いを思いやり、人権を尊重する社会を築いていくことが大切です。

これまでの事例から…

都営住宅における差別落書き

都営住宅の共用施設で、同和地区出身者や障害者などに関する差別的表現や、入居者を誹謗・中傷する内容の悪質な差別落書きが見つかっています。

差別落書きは、関係する人々を傷つけ、生活を脅かすばかりでなく、そのままにしておくと差別意識を拡大してしまうおそれがあります。このような行為は決して許されるものではありません。

差別落書きを見つけた際には、速やかにご連絡ください。

東京都住宅政策本部都営住宅経営部　☎03-5320-4981
JKK東京 お客さまセンター　☎0570-03-0072

東京都人権プラザのご案内

東京都人権プラザは、東京都が設置した人権啓発のための拠点施設です。「セサミストリート」がナビゲートする子供の権利をテーマとする特別展示のほか、東京 2020 大会のレガシーである「パラリンピックムラール」の展示や、高齢者、障害者、妊婦等が感じている様々なバリアの一部を体験できるゾーン、図書資料室等もあり、人権について「学び」「体験し」「楽しみ」「気づき」「理解する」ことができます。是非一度訪れて、人権について学んでみませんか。

所在地：東京都港区芝２－５－６
芝256スクエアビル１階・２階
電　話：03-6722-0123
開館時間：９時30分から17時30分まで
休館日：日曜日、年末年始

ホームページはこちら→

■憲法週間についてのお問い合わせ先
東京都総務局人権部人権施策推進課
人権部ホームページ　じんけんのとびら　検索

注意！子どもの転落事故を防ぎましょう

気候が良くなると、外出する機会が増えます。集合住宅においては、この季節に子どもが転落する事故が多く発生しており、中には命にかかわることもあります。

廊下や階段の踊り場などで、手すりにのぼるなど危険な行動をしている子どもを見かけた際には、転倒・転落など事故を防止するために、注意しましょう。みなさんのちょっとした声かけや気配りが事故から子どもを守る大きな力になります。

連絡先の届出をお願いします

都営住宅等では連帯保証人が不要になり、連絡先を届け出ていただくことになっています。

既にお届けいただいている連帯保証人については、名義人の方からの届出により連絡先に変更することができます。連絡先の届出をされていない方は、届出をお願いします。

連絡先の方には、緊急の際に連絡するほか、使用料等を滞納した場合に名義人の方への連絡をお願いすることがあります。連絡先の条件、手続方法などはJKK東京ホームページでご確認ください。

連絡先変更届はオンライン申請が可能です。

JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>オンライン申請一覧

JKK東京ホームページ>都営住宅等にお住まいの皆さまへ>都営住宅等の主な手続き

都営住宅　連絡先変更届　検索

JKK東京　お客さまセンター

月曜日及び休日の翌日は、電話が混みあい、つながりにくい場合があります。
お急ぎでない方は、別の日にご利用ください。

受付時間　9時～18時（土日・祝日・年末年始を除く）

❶ 各種お手続き 使用料のお支払い 住まい方のご相談

都営住宅等の「オンライン申請一覧」はこちら

ナビダイヤル 0570-03-0071
☎03-6279-2652

❷ 修繕のお申込み・ご相談

漏水等の緊急修繕、事故や火災、断水、居住者の安否に関わる緊急のご連絡は
24時間365日対応

ナビダイヤル 0570-03-0072
☎03-6279-2653

- **ナビダイヤルは、各携帯電話事業者が提供する無料通話や通話料定額プランの対象外です。**
  また、使用している回線・端末によって通話料が異なります。
  料金ガイダンスもしくはナビダイヤルのホームページをご確認ください。
  ※ナビダイヤルに発信後、冒頭に流れる料金ガイダンス中については、通話料は発生しません。
- **「名義人番号」をお伝えいただくと、お問い合わせに要する時間が短縮されます。**

お手続き等に関する「よくある▶ご質問」はこちら

東京都住宅政策本部ホームページ

東京都住宅政策本部　検索

JKK東京ホームページ「都営住宅等にお住まいの皆さまへ」

都営住宅　お住まいの皆さま　検索

「すまいのひろば」外国語版はこちら
Foreign-language versions

R70 古紙パルプ配合率70%再生紙を使用しています。

「すまいのひろば」は再生紙を使用しています。
SAVE THE GREEN EARTH!